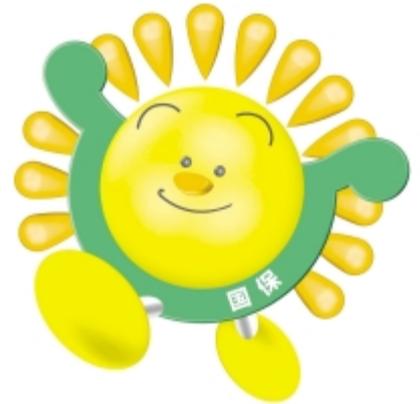


国保だより

加入者みんなでお助け合う保険制度



卒業・入学・就職シーズンが近づいてきました。国民健康保険(国保)の手続きを忘れていませんか。

加入や脱退などの手続きは、早めに済ませましょう。

問い合わせ先 保険医療課(市役所本庁1階) ☎0848⑥6050 ①0848⑥2130

表1 14日以内に届け出が必要です

	こんなとき	届け出に必要な物
国保に加入するとき	他の市区町村から転入したとき	印鑑、他市区町村の転出証明書
	職場などの健康保険をやめたとき	印鑑、職場などの健康保険をやめた証明書
	職場などの健康保険の被扶養者でなくなったとき	印鑑、被扶養者でなくなった証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑、保険証、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、生活保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	外国籍の人が国保に加入するとき	外国人登録証明書
	他の市区町村へ転出するとき	印鑑、保険証
	職場などの健康保険に加入したとき	印鑑、国保と職場の保険証(職場の保険証が未交付のときは加入した証明書)
	職場などの健康保険の被扶養者になったとき	印鑑、保険証、銀行などの口座番号が分かる物、葬祭を行なった人が分かる物
	被保険者が死亡したとき	印鑑、保険証、生活保護決定通知書
その他の異動など	生活保護を受けるようになったとき	印鑑、保険証、外国人登録証明書
	外国籍の人が国保をやめるとき	印鑑、保険証、厚生年金などの年金証書(加入期間が記載されたもの)
	退職者医療制度の対象になったとき	印鑑、保険証
	転居したとき	印鑑、保険証
	世帯主が変わったとき	印鑑、保険証
その他の異動など	世帯を分けたり、一緒にしたとき	印鑑、保険証、在学証明書など
	子どもが修学のため、別に住所を定めるとき	印鑑、本人であることを証明できる物、汚れて使えなくなった保険証
	保険証をなくしたとき、または汚れて使えなくなったとき	

※保険証は、運転免許証など官公庁が発行した写真付証明書で本人と確認できる場合のみ窓口で交付します。それ以外は郵送します。

転入・結婚・出産などや、退職したときには、国保への加入手続きが必要です。

加入・脱退の手続き

また、転出・死亡・就職したときには、国保の喪失手続きが必要です。表1に当てはまるときは、市民課(市役所本庁1階)、または各支所の地域振興課で手続きをしてください。

届け出が遅れると

加入の届け出が遅れると、資格を得た月までさかのぼり、保険税を納めなければなりません。また、脱退の届け出が遅れると、保険税を二重に納めることになります。



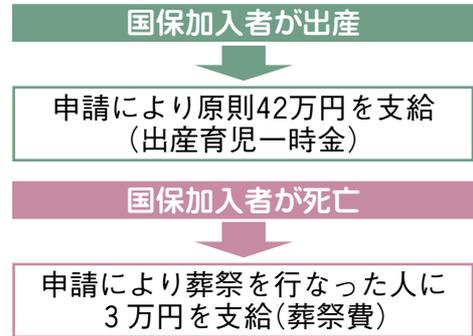
自営業者や、農業・漁業などを営んでいる人たちが加入する健康保険制度です。加入は世帯ごとで、手続きや保険税の納付は、世帯主が行います。また、75歳(一定の障害がある人は65歳)になると、後期高齢者医療制度に移行します。

加入対象となる人

- ① 市内在住で、次の①～⑤のいずれかに当てはまる人
- ② 店などを経営している自営業者の人
- ③ 農業や漁業などを営んでいる人
- ④ 退職して職場の健康保険などをやめた人
- ⑤ パートやアルバイトなどをしていて職場の健康保険などに加入していない人
- ⑥ 外国人登録をしていて、1年以上日本に滞在するものとして認められた外国人の人



出産や死亡のとき



※出産の場合、分娩機関で直接支払制度を利用すると、分娩機関が本人に代わって申請することになります。
 ※出産費用が出産育児一時金の額を下回る場合は、後日、差額分を保険医療課へ申請してください。

退職者医療制度への加入を

会社を定年などで退職し、年金が受給できる60歳～64歳の人のうち、次の要件に当てはまる人は、65歳になるまでの間、退職者医療制度に加入し、医療を受けることになります。
 要件 国保に加入する人、または加入している人で、厚生年金などの加入期間が20

年以上(または40歳以上で10年以上)の人

加入方法 年金証書、保険証、印鑑を持参し、市民課、または各支所の地域振興課へ

70歳～74歳の人の自己負担割合1割を延長します

70歳～74歳の人(現役並み所得者以外)の自己負担割合は、今年4月から2割に変更することになっていましたが、来年3月末まで1割に据え置くことになりました。(ただし、現役並み所得者の自己負担割合は3割です)

該当者には、今月下旬に新しい高齢者受給者証を送付します。

特定健診は3月31日までに!

昨年度の特定健診の受診率は20.1%で、受診対象者の5人に一人しか受診していません。

年に1回の受診は、生活習慣病予防に欠かせません。まだ受診していない人は、今月末までに市内医療機関などで受診してください。

40歳以上の国保加入者には、昨年5月に受診券を送付しています。紛失した場合は、再交付できますので、保険医療課、または各支所の地域振興課で手続きをしてください。



交通事故と医療費負担



交通事故など第三者(加害者)の行為によってけがをしたとき、その医療費は加害者が負担するのが原則です。

しかし、賠償が遅れたりするときは、いったん保険証を使って診療を受けることができます。この場合は、事前に保険医療課に連絡し、第三者行為による被害届を提出してください。

ただし、加害者から医療費を受け取ったり、無断で示談した場合は受診することはできません。

4/2日

8時15分～

佐木島の千本桜をめぐる自由散策



- 集合 三原港
- 内容 ボランティアガイドの皆さんが、磨崖和霊石地蔵、向田の花畑、さぎしまふるさと館に待機し、各ポイントを紹介
- 定員 150人(申し込み先着順)
- 参加費 1,500円(乗船運賃、佐木島の特産品)
- 用意する物 弁当、飲み物
- ※桜の小枝と佐木島散策マップをプレゼント。

3/25日

8時～12時30分

水辺環境みなおし隊の自然観察会

～小佐木島のふるさと再発見～



- 集合 三原港
- 内容 海辺の環境マップを活用して小佐木島を散策し、地域の自然環境や、それらと一体をなしている歴史や文化に触れる
- 定員 50人(申し込み先着順)
- 参加費 500円(乗船運賃を含む)
- 用意する物 弁当、飲み物

申し込み いずれも17日(木)までに、はがき、ファクス、またはEメールで、①参加を希望する行事名②郵便番号③住所④名前⑤年齢⑥電話番号を記入し、みはらし環境会議事務局(環境政策課内〒723-8601港町三丁目5番1号☎0848⑥76194⑦0848⑧76199✉kankyoseisaku@city.mihara.hiroshima.jp)へ

